

令和6年 第11回 新富町農業委員会会議録

(令和6年11月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和6年 第11回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和6年11月28日(木)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和6年 11月28日 午後 2時04分 議長 閉会 令和6年 11月28日 午後 2時29分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14番	新惠 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	4 番 芳野 京子 委員 5 番 井崎 誠 委員					
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 農用地利用集積計等促進計画（案）について
- (6) 農地法の適用を受けない土地の証明について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第59号 農用地利用集積計画の決定について

議案第60号 農用地利用集積計等促進計画（案）について

議案第61号 農地法の適用を受けない土地の証明について

議長 ただ今から、令和6年第11回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 10月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に4番 芳野京子委員、5番 井崎 誠委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。
日程第3 議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1についてご説明いたします。
譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字下富田字■■■■■■の畑で計904㎡です。所有権移転の経営規模拡大で対価額■■■円の10aあたり■■■■■円となっております。
次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、現在耕作されていませんでしたが、耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友嘉 ありません。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は亡■■■■相続財産清算人 ■■■
■■■さん、申請地は大字上富田字■■■■ほか全4筆の田で計6,073
㎡です。所有権移転の経営規模拡大で対価額■■■■円の10aあたり
■■■■円となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認
した結果、現在耕作されていませんでしたが、耕作するのに問題のない
土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

倉永 ないです。

議長 ただ今、説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第56号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第56号については申請どおり承認されまし
た。

議長 次に、議案第57号「農地法第4条の規定による許可申請承認につ
いて」を議題といたします。

議長 その1について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1についてご説明いたします。

現地調査資料の 1 ページの位置になります。申請人は■■■■さんで、申請地は大字■■■■■■■■■■、登記地目が畑の 1,404 m²で、■■■■地区の■■■■■■■■■■から北に 250mほど進んだ土地になります。(航空写真で現地を示して説明) 申請内容は鶏舎敷地となります。2 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺の農地の繋がりから第 1 種農地と判断しておりますが「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る。)」ということで、不許可の例外に該当しますので許可相当と判断いたしました。現施設の現敷地面積 4,704 m²に対して拡張面積が 1,404 m²ですので 2 分の 1 以内となります。なお、すでに建築及び植林されているため追認案件となります。説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

11 番 中山真一委員

中山 11 番中山が現地調査の報告をいたします。今説明がありましたけど、事業計画を見て頂けるとわかる通り、鶏舎の横で見た目は、現況、登記地目は畑、山林原野となっていますが、まったく家も無いし、周りに迷惑もかからないし、30 年前に鶏舎を建てられてそのまま植林をして、現在に至っていますということで、今回、売却を計画した際に発覚したということで申請したいということで何も問題はありませんでした。以上です。

議長 地元委員からは何もないですか。

出口 はい。

議長 ただ今、議案第 57 号について説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 57 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 57 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明いたします。現地調査資料の 3 ページになります。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんで、申請地は大字上富田字■■■■■■■■、登記地目が田の 293 m²で、下城元地区の県道沿いの■■■■■■■■の南側に隣接する土地になります。（航空写真で現地を示して説明）4 ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は住宅敷地の拡張となります。申請理由は議案書記載のとおりで、第 1 種農地と判断しておりますが「既存施設の拡張（拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る。）」ということで、不許可の例外に該当いたしますので許可相当と判断いたしました。隣接する既存の敷地面積 632.72 m²に対して拡張面積が 293 m²ですので 2 分の 1 以内となります。説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

2 番 前田章男委員

前田 2 番前田が現地調査の報告をいたします。周りを宅地等に囲まれており、なんら問題ないと思われます。以上です。

議長 地元委員からは何もないですか。

倉永 ないです。

議長 ただ今、議案第 58 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 58 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 58 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 59 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 59 号の提案理由についてご説明いたします。議案第 59 号農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用促進計画を決定するために議案として上程するものでございます。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

16 番 出口幸一郎委員

[illegible]

議長 次に、その２の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

12 番 仲原 亨委員

仲原 2 番について 12 番仲原が説明いたします。新田■■■■番地、畑で 1,141 m²、譲渡人は大字新田■■■番地■の■■■■■さん、譲受人は大字新田■■■■番地■の■■■■■さんです。10a あたり■■■■円となります。経営規模拡大です。平下会長との共同あっせんとなります。

以上です。

議長 次に、その3の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

14 番 新恵浩二委員

新恵 14 番新恵がその3について説明いたします。所在地が新田■■■■■
■■■■■、■、畑で併せて9,765 m²です。譲渡人は、新富町新田■■
番地■の■■■■■さん、譲受人が新富町新田■■■■-■の■■■■■さん。
10a あたりが■■■■円の合計■■■■■円、引渡時期が令和6年12月
16日で経営規模拡大のためです。鬼塚委員との共同あっせんです。

議長 次に、その4の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

15 番 長友嘉美委員

長友嘉 15 番長友が4番について説明いたします。所在地は下富田■■■■■
番、田の3,138 m²と下富田■■■■番、田の3,159 m²、合計6,297 m²
です。譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん。売買価格が■■
■円で10a あたり■■■■円の引渡時期は令和6年12月20日になり
ます。前田委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その5の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

15 番 長友嘉美委員

長友嘉 15 番長友が5番について説明いたします。所在地は下富田■■■■■
■■、田の1,592 m²です。譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さ
ん。売買価格が■■■■■円で10a あたり■■■円の引渡時期は令和6年
12月20日です。これも前田委員との共同あっせんです。

議長 続きまして、貸借権設定について事務局に一括して説明を求めます。

事務局 その1につきましては、再設定になりますが、所有者死亡に伴う申請
になります。説明は以上です。

議長 ただ今、議案第 59 号について説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 59 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 59 号については承認されました。

議長 次に、議案第 60 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 60 号の提案理由についてご説明いたします。議案第 60 号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものです。

議長 それでは、その 1 からその 92 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 60 号についてご説明いたします。農地中間管理事業の新田西、その他の地区及び個別案件で、賃貸借が 43 件、使用貸借 49 件の計 92 件になります。なお、借り手予定者につきましては、55 ページから 57 ページの様式第 7 号の農地利用集積等促進計画（案）をご確認ください以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第 60 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 60 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 60 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 61 号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明申し上げます。非農地現地調査資料の 1 ページをご確認ください。申請人は亡■■■■■相続財産清算人■■■■■さんで、申請地は大字上富田字■■■■■■■■、下城元地区の県道沿いの■■■■■■■■から北に 200m ほど進んだ土地になります。（航空写真で現地を示して説明）登記地目が畑の 279 m²で現況は山林です。申請理由は議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

10 番 猪俣 忠委員

猪俣 10 番猪俣が現地調査の報告をいたします。今、事務局の方から説明があったとおり、現地に行って見たところ面積的には 279 m²しかありませんが、ここ何十年という様な形で手入れされていないということで、今、画面で見られているような杉、雑木という様な形でこれを農地に戻すということはできないと委員の皆さんと判断しました。以上です。

議長 担当委員から補足説明はないですか。

倉永 ないです。

議長 ただいま議案第 61 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは質問もないようですので採決します。

議案第 61 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 61 号については承認されました。したが
いまして、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長 以上で、令和 6 年 11 月 28 日開会の第 11 回新富町農業委員会定例総
会に付議されました案件は、全て審議終了しました。これをもって閉会
いたします。

令和 6 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____